

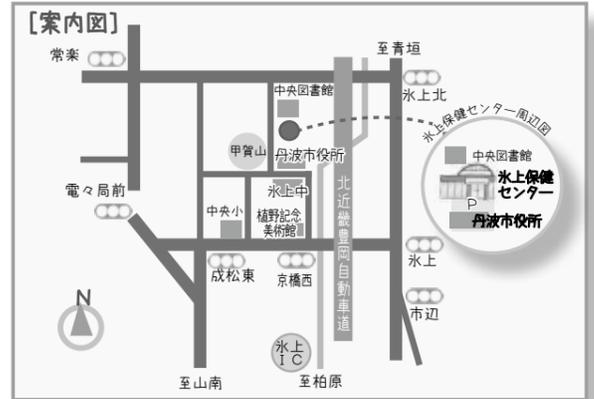
保存版 平成30年度 親と子の健康づくりカレンダー

◎乳幼児健診・相談 実施会場：氷上保健センター

☎健康課(氷上保健センター内)
☎82-4567 ☎82-5402

事業所	受付時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4カ月児健診	13:00~13:30	10(火)	8(火)	5(火)	10(火)	7(火)	11(火)	9(火)	6(火)	4(火)	8(火)	5(火)	5(火)	
		11/16~30生	12/16~31生	1/16~31生	2/16~28生	3/16~31生	4/16~30生	5/16~31生	6/16~30生	7/16~31生	8/16~31生	9/16~30生	10/16~31生	
		24(火)	22(火)	26(火)	24(火)	21(火)	25(火)	23(火)	27(火)	18(火)	22(火)	19(火)	19(火)	
離乳食教室 ※予約制	9:30~9:45	25(水)	30(水)	29(金)	31(火)	30(木)	27(木)	31(水)	29(木)	26(水)	31(木)	28(木)	25(月)	
		H29.11生	H29.12生	H30.1生	H30.2生	H30.3生	H30.4生	H30.5生	H30.6生	H30.7生	H30.8生	H30.9生	H30.10生	
		5(木)	10(木)	1(金)	2(月)	2(木)	6(木)	3(水)	1(木)	7(金)	11(金)	6(水)	8(金)	
10カ月児相談	13:00~13:30	9(月)	7(月)	4(月)	9(月)	6(月)	3(月)	1(月)	5(月)	3(月)	7(月)	4(月)	4(月)	
		23(月)	21(月)	25(月)	30(月)	20(月)	10(月)	22(月)	26(月)	17(月)	21(月)	18(月)	18(月)	
		H29.6生	H29.7生	H29.8生	H29.9生	H29.10生	H29.11生	H29.12生	H30.1生	H30.2生	H30.3生	H30.4生	H30.5生	
1歳6カ月児健診	13:00~13:30	6(金)	9(水)	20(水)	4(水)	1(水)	10(水)	2(金)	5(水)		13(水)		13(水)	
		18(水)	16(水)		18(水)	22(水)	19(水)	21(水)	14(金)	16(水)	20(水)			
		H28.9生	H28.10生	H28.11生	H28.12生	H29.1生	H29.2生	H29.3生	H29.4生	H29.5生	H29.6生	H29.7生	H29.8生	
3歳児健診	13:00~13:30	11(水)	11(金)	6(水)	6(金)	8(水)	26(水)	17(水)	14(水)	12(水)	18(金)	15(金)	6(水)	
		20(金)	23(水)	27(水)	20(金)	29(水)					19(水)	30(水)	27(水)	20(水)
		H26.10生	H26.11生	H26.12生	H27.1生	H27.2生	H27.3生	H27.4生	H27.5生	H27.6生	H27.7生	H27.8生	H27.9生	
すくすく相談 ※予約制	9:30~11:00	13(金)	25(金)	22(金)	11(水)	27(月)	21(金)	15(月)	16(金)	20(木)	23(水)	8(金)	15(金)	

※各誕生月のうち、1日~15日に生まれたお子さんは上段、16日~31日に生まれたお子さんは下段の日程です。
※10カ月児相談、1歳6カ月児健診、3歳児健診については、対象月の前月上旬に案内を郵送します。日程変更を希望される場合は、必ず連絡してください。



■警報発令時の健診・相談の中止について
丹波市に「大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪」のいずれかの警報が、下記の時点で発令されている場合は中止します。
●午前実施の場合 午前8時
●午後実施の場合 午前11時
中止の場合は、後日改めて個別に案内します。

丹波市 地域おこし協力隊

観光資源を活用した企画を立案
熊谷篤 vol.17



経歴:京都市出身。(株)日本交通公社(現JTB)に入社。幅広く業務に携わる。着地型旅行の役割を痛感し、起業する。

はじめまして、昨年5月から地域おこし協力隊として、魅力的な観光資源を活用した旅行・イベントなどを企画し、国内外からの誘客活動に携わっている熊谷篤です。
魅力ある観光素材を活用し、観光や関連する産業の活性化に貢献したいです。現在は3つの柱を活動方針とし、主に旅行面のマーケティングとマネジメントを行っています。
①魅力の発見・具体化(旅行商品企画)
②魅力のPR(営業活動)
③市内の受入態勢の整備(合意形成)
市の魅力を見つめなおして、適切な市場に適切な情報を届ける。訪れた人には、本物の魅力をたっぷりと感じてもらい、この流れをしっかりと作り上げたいと考えています。

多くの来訪者があることは大変ありがたいです。しかし、数を追うだけでなく、伴って整えなければならないものがあります。
来訪者に魅力をより知ってもらうとともに、市民の幸せにつながる観光事業のため、微力ですが手伝えることが出来れば、私自身も大変幸せに思います。
商談相手のスペインの旅行会社社長と熊谷隊員(写真左)



市長コラム 丹波語り

丹波の森構想



昭和63年8月、多くの住民代表により起草・決議された「丹波の森宣言」を記憶されている方は多いことでしょう。
この宣言は、同年9月1日、丹波地域(現丹波市・篠山市)全世界・企業に配布され、同意署名を得て、採択されたものです。前文と4条からなる300字程度の短い宣言文で、骨子は次の通りです。

「丹波の森」に象徴される、自然と文化、歴史遺産、素朴さと人情は住民共有の貴重な財産。これを損なうことなく後世につなぎ、安らぎと活力に満ちた地域づくりを進めることを誓う。」

私はこの宣言こそ、丹波地域が誇るべき「憲法」だと思っています。当時、まさにバブルの途上に、宣言や宣言を実施する

指針、丹波の森構想を練り、人と自然と文化、産業の調和した地域づくりを住民・事業者・行政が一体となって推進しようとしていたのです。
現在は予想以上に人口減少が進み、農業・商工業など多くの分野で担い手不足が深刻になるなど、社会環境は大きく変化しています。
しかし、社会が変化しても、崇高な理念はまだまだ色あせることはありません。今年宣言からちょうど30年の節目です。もう一度この指針を思い起こしましょう。

福本丹波県民局長のご提案により、新しい事業もスタートします。ご期待ください。



丹波市長 谷口進一
愛犬さっちゃんと丹波悠遊の森にて